

岩手県告示第 709 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
L・Eエスコート 株式会社	盛岡市みたけ五丁目 20 番 40 号	エスコートヘルパーステーション	盛岡市みたけ三丁目 38 番 58 号 ベルメゾン A203 号	平成 19 年 9 月 11 日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
L・Eエスコート 株式会社	盛岡市みたけ五丁目 20 番 40 号	エスコート ケアセンター	盛岡市みたけ三丁目 38 番 58 号 ベルメゾン A203 号	平成 19 年 10 月 1 日

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社 ケアネットあじさい	盛岡市東新庄一丁目 23 番 30 号	ヘルパーステーションあじさい	盛岡市紺屋町 7 番 6 号	平成 19 年 9 月 1 日